

ほうじんこれじおさんたなていかん NPO法人コレジオ・サンタナ定款

だいじ (もっとも大事なやくそくごと)

だい しょう そうそく 第1章 総則

めいしょう ほうじん かんばん
(名称・法人の看板)

だい しょう ほうじん
第1条 この法人は、NPO法人コレジオ・サンタナ（以下、「コレジオ・サンタナ」という。）と言います。

じむしょ
(事務所)

だい しょう ほうじん しゅ じむしょ しがけんえちぐんあいしやうちやう お
第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県愛知郡愛荘町に置きます。

だい しょう もくてき じぎやう とく 第2章 目的（めざすこと）と事業（取り組むこと）

もくてき
(目的)

だい しょう ほうじん ざいにちぶらじるじん こ いか こ
第3条 この法人は、在日ブラジル人などの子どもたちなど（以下、「子どもたち」という。）の学ぶこと、育つことを守り、地域の皆さんと交流し、お互いに理解をふかめ、日本社会で多文化共生の社会をつくることをめざします。

かつどう しゅるい
(活動の種類)

だい しょう ほうじん だい しょう もくてき じつげん とくていひえいりかつどうそくしんほう
第4条 この法人は、第3条の目的（めざすこと）を実現するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表のなかから、次の仕事や役割を担当して特定非営利活動を行います。

- (1) しゃかいきやういく すいしん はか かつどう
社会教育の推進を図る活動
- (2) かんこう しんこう はか かつどう
観光の振興を図る活動
- (3) まちづくりのすいしん はか かつどう
まちづくりの推進を図る活動
- (4) がくじゅつ ぶんか げいじゅつ すぽーつ しんこう はか かつどう
学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) かんきやう ほぜん はか かつどう
環境の保全を図る活動
- (6) ちいきあんぜんかつどう
地域安全活動
- (7) じんけんようご へいわ すいしん はか かつどう
人権擁護または平和の推進を図る活動
- (8) こくさいきやうりよく かつどう
国際協力の活動
- (9) だんじよきやうどうさんかくしゃかい けいせい そくしん はか かつどう
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) こ けんぜんいくせい はか かつどう
子どもの健全育成を図る活動

- (1 1) 情報化社会の発展を図る活動
- (1 2) 経済活動の活性化を図る活動
- (1 3) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (1 4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を実現するために、次のような事業(取り組み)を行います。

- (1) 特定非営利活動に係る活動
 - ① コレジオ・サンタナでは子どもたちに教育を行います。
 - ② コレジオ・サンタナでは子どもたちに勉強する力をつけてもらいます。
 - ③ コレジオ・サンタナでは地域の子どもたちのサポートを行い、社会で生きていく力を育てる活動を行います。
 - ④ コレジオ・サンタナでは保護者(親たち)に正しく地域のことを知ってもらい、地域の皆さんにブラジル人のことをよりよく知ってもらうための活動を行います。
 - ⑤ 地域の国際交流や多文化共生のお手伝いをします。
 - ⑥ そのほかにも、第3条の目的を実現するために、大事だと思ふこと、必要だと思ふこと、それに関係する活動を行います。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2つとします。正会員を法上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の大事さを理解して、強い気持ちで支えてくれ、入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の大事さを理解して、応援してくれ、入会した個人やグループ

(入会)

第7条 会員になるためには、次のようなことが必要です。

- 1 代表理事が理事会で話し合つて決めた会員になるための用紙(申込書)を書いて、代表理事に申し込めます。
- 2 代表理事は正しい理由がなければ、入会を断ることができません。
- 3 代表理事は入会を認めないときはその理由を書いた紙を本人に渡さなければなりません。

(会費)

第8条 会員は、コレジオ・サンタナの理事会が決めた会費を払わなければなりません。

(会員の資格を失うとき)

第9条 次のようなことがあるときは、会員ではなくなります(会員の資格を失います)。

- (1) 会員が辞めたいと言ってきたとき。
- (2) 会員が死んでしまったり、またはグループがなくなったとき。
- (3) 正しい理由がなく、1年以上の会費を払わなかったとき。
- (4) 除名されたとき(辞めなさいと理事会で言われたとき)。

(会を辞める)

第10条 会員は、代表理事が理事会で話し合っ^て決めた辞めるための用紙(退会届)を代表理事に渡して、いつでも会を辞めることができます。

(除名、辞めなさいと理事会が言うとき)

第11条 会員が次のようなことをしたとき、理事会の話し合いを通して除名(辞めてもらうこと)することができます。この場合、その会員に、理事会の前に考えや気持ちを話す機会を与えなければなりません。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) コレジオ・サンタナの子どもたちや親、先生たちの心や体を傷つけたり、コレジオ・サンタナの目的に違反する言葉や行動を行ったとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 これまでに払った会費や、プレゼントしてくれた物、もらった寄付などは返すことはしません。

第4章 役員(コレジオ・サンタナの予算や事業計画を決める人)と職員(コレジオ・サンタナで働く人)

(種類と定数)

第13条 この法人に次のような役員を総会で決めて置きます。

- (1) 理事 5人以上15人以下
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち代表理事2人、副代表理事1人を置きます。

(選び方)

第14条 役員(理事と監事)は、総会で決めます。

- 2 理事が集まって話し合う理事会の中から代表理事および副代表理事を選びます。
- 3 役員の中に、役員の配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、また1人の役員の配偶者もしくは三親等以内の親族が役員総数の3分の1より多くなつてはいけません。
- 4 監事は理事やコレジオ・サンタナの職員が担当することはできません。

(職務、仕事)

第15条 代表理事は、この法人の仕事を理解して、責任をもって取り組み、法人を代表します。代表理事以外の理事は、この法人を代表することはできません。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会において、この定款で決めていることや、総会または理事会の決めた仕事を進めます。
- 4 監事は、次のような仕事を行います。
 - (1) 理事の仕事の進め方を見て正しく取り組んでいるかを確認めます(監査します)。
 - (2) この法人の財産(持っているお金や物)が正しく使われているか、管理されているかを確認めます(監査します)。
 - (3) 前2号の仕事を確かめた(監査の)結果、この法人が間違つたことをしていたり、法律や定款に違反していた場合、これを総会や滋賀県に伝えなければなりません。
 - (4) 前号の報告をするために、正会員を集めて総会を開催することができます。
 - (5) 理事の仕事の進め方や、この法人の財産の使い方について、理事に考えを話したり、または理事会を開いて、話し合うことを求めることができます。

(任期等)

第16条 役員(理事と監事)の任期は2年とします。ただし、何度か続けることはできます(再任可能)

- 2 理事が途中で辞めてしまい、新しく入ってきたときは辞めた理事の残りの任期を担当します。増やす目的で新しく理事が入ってきたときは、すでに任期中の理事に合わせるものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず次の役員が決まっていなときは、任期の最後の日の後の最初の総会が開かれるときまで役員(理事と監事)の任期を延ばします。
- 4 役員は辞めたとき、または、任期が過ぎた後でも、次の役員が就任するまでは、その仕事をしなければなりません。

(足りなくなったときに役員を増やす：欠員補充)

第17条 理事や監事が定款で決めた人数（定数）の3分の1以上の不足がでたときは、遅れることなく、これを増やさなければなりません。

(解任)

第18条 役員にかかわって次のようなことがあれば、総会の決定で辞めさせることができます（解任）。そのときは、その役員に考えや気持ちを話す機会を与えなければなりません。

- (1) 病気やけがにより役員としての仕事が行えないとき。
- (2) 仕事上の違反や、役員として行っていないこと、言っていないことをしたとき。また犯罪をおかしたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、法人から役員だからという理由で報酬（お金や物品）を受けることができません。

- 2 役員が職員として働き、その職員としての給料の場合は問題ありません。
- 3 役員が法人の仕事で、必要とした費用を払うことは可能です（費用弁償）
- 4 費用弁償について必要な事項は、理事会で話し合っって支払いの方法などを決めます。

(事務局)

第20条 法人の事務局に、事務局長など事務局員を置くことができます。

- 2 事務局員は、理事会が代表理事に勧めて（推薦して）代表理事が任せたり、辞めさせたりします（任免します）。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種類とします。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって開くことができます。

(権能)

第23条 総会は、次にあげた内容について決めることができます。

- (1) この定款を変えること
- (2) この法人を解散すること

- (3) この法人をほかの法人と合併（いっしょになること）すること
- (4) 事業報告（一年間の運営に関する考えや約束ごとが予定どおりにできたか）そして活動決算（一年間の運営に必要なお金がまちがいに集められ、使われたか）
- (6) 役員を決めること（選任）、そして役員を辞めさせること（解任）
- (7) 借入金（ほかの団体や個人からお金を借りること）、ほかの法人や団体に対しての新たな義務の負担（しなければならないこと）および権利を放棄することを決めるとき
- (8) その他、理事会がとても大事なことがら、総会を開いて決めたほうがよいと考えたとき

（開催）

第24条 通常総会は、年に一度はかならず開くこととします。

2 臨時総会は、次のようなときに開くことができます。

- (1) 理事会が必要と考えて、総会を開かなければならないと決めて開催を請求したとき。
- (2) 全体の2分の1より多い正会員から総会を開いてほしいと書面（手紙や文章）で求めてきたとき。
- (3) 第15条第4項第4号に決めた内容で、監事が正会員を招集したとき。

（招集）

第25条 前条第2項第3号の場合以外は、代表理事が正会員を集めて総会を開きます。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号で決めてある請求（求め）があったときは、その日から14日以内に臨時総会を開かなければなりません。

3 総会を開くときは、総会の開く日、時間、場所、なぜ開くか（目的）、そして話し合う予定のことがらを書面や、電子メールで短くても5日前までに正会員に知らせなければなりません。

（議長）

第26条 総会で話し合うとき、話し合う順番を決めたり、発言の順番、賛成と反対の数を数えたり、何が決まったかを確かめることができる議長を総会に出席した正会員のなかから選ばなければなりません。

（定足数）

第27条 総会は、正会員全体の2分の1以上の出席がなければ開くことができません。

（議決）

第28条 総会で決めることがらは、第25条第3項の内容にあるように前もって正会員に知らせておいたことがらとします。ただ、総会のときに正会員から話し合いた

いことがあると求められた（動議）場合、出席している正会員の2分の1の賛成があれば、総会の話し合うことがらに足してもかまいません。

2 総会で話し合いをして議決を行い、出席している正会員の賛成と反対が同じ数のときは、議長の賛成か反対の意見で最後に決めることとします。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権（賛成や反対の意見）に差はありません。

2 どうしても仕方ない理由で、総会に出席できない正会員は、前もって知らされていたことがらについて書面（手紙）もしくは電子メールなどで賛成か反対について意見を出すことができます。または、総会に出席する他の正会員に議決を任せることができます。

3 前項で決めた方法で総会に出席した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号そして第49条について、総会に出席したものとします。

4 総会で賛成や反対の多数決を行うとき、決めることがらと特別の関係にある正会員は、その多数決に参加することはできません。

（議事録）

第30条 総会で話し合った内容については、次の大事なことを記載した議事録（会議の内容を記録したもの）をつくって、残しておかなければなりません。

(1) 総会を開いた日と時間、そして場所

(2) 正会員の全体の数と総会に出席した数（書面や電子メールで意見を出した人、そして話し合いを任せた人（委任者）があるときは、その数を書いておくこと。）

(3) 話し合ったことがら

(4) 話し合いの順番、話し合いで出た意見、話し合いのあとに行なった多数決の結果

(5) 議事録が正しくつくられたかを確かめる署名人を選んだ記録

2 議事録には、議長と総会で選ばれた議事録署名人2人以上が押印もしくは署名しなければなりません。

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事が集まって行われる会議のことです。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

(1) 総会で話し合うことがら

- (2) 総会で決まったことを正しく行うためのことから
- (3) 事務局で働く人々や仕事の進め方
- (4) 1年間に行う取り組み（事業計画）およびその変更
- (5) 1年間に使う予算および変更
- (6) 会費額
- (7) そのほか総会に出して話し合う必要のない仕事や問題に関することから

(開催)

第33条 理事会は、次のようなときに開かなければなりません。

- (1) 代表理事が必要と考えたとき
- (2) 理事全体の3分の1から会議を開いてほしいと書面（手紙や電子メールなど）で求められたとき。
- (3) 第15条第4項第5号にあるとおり、監事から会議を開くよう求められたとき。

(招集等)

第34条 理事会は、代表理事が理事に対し開くことを知らせます。

- 2 代表理事は、前条第2号そして第3号の決まりによって会議を開くよう求められたときは、その日から14日以内に理事会を開かなければなりません。
- 3 理事会を開くことを知らせるときは、会議を開く日、時間、場所、話し合う目的、そして話し合うことがらを書いた書面や電子メールを、少なくとも5日前までに送ったり、渡したりしなければなりません。ただし、ほかのすべての理事の理解（同意）があるときは、この前もつての手続をせずに理事会を開くことができます。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事か、代表理事が求めるほかの理事が行います。

(議決)

- 第36条 理事会で多数決をとる（議決）ことからは、第34条第3項の決まりによって前もつてほかの理事に知らせたことがらとします。ただし、理事から話し合っほしいと求められたとき、理事全体の半分以上の理解（同意）があれば、話し合っつてそのあとに多数決を行うことができます。
- 2 理事会でなにかを決めるときは、理事全体の2分の1以上の賛成か反対が必要です。ただし、賛成と反対が同じ数のときは、議長の意見が足されて決めることとします。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権（賛成や反対の意見）に差はありません。

- 2 理事会は、理事全体の3分の2以上の出席がなければ開くことができません。
- 3 どうしても仕方ない理由で、理事会に出席できない理事があるときは、前もって知らしていることがらについて書面（手紙）もしくは電子メールなどで賛成か反対かを伝えることができます。
- 4 前項で決めた方法で、理事会で表決した理事は第36条第2項および第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとします。
- 5 理事会で多数決を行うことがらに特別の関係を持っている理事は、その多数決に加わることができません。

（議事録）

- 第38条 理事会で話し合ったことがらについては、次のことがらを書いた議事録をつくって、残さなければなりません。
- (1) 理事会を開いた日と時間、場所
 - (2) 理事全体の数、その日の会議に出席した人の数とその名前（書面で意見を出した人はそのことも書いておく）
 - (3) 話し合ったことがら
 - (4) 話し合いの順番、話し合いで出た意見、話し合いのあとに行った多数決の結果
 - (5) 議事録が正しくつくられたかを確かめる署名人を選んだ記録
- 2 議事録には、議長と理事会で選ばれた議事録署名人2人以上が押印もしくは署名しなければなりません。

第7章 資産と会計

（資産の構成）

- 第39条 このコレジオ・サンタナの資産は、次のようなものです。
- (1) 法人がつけられたときに確かめ、記録された財産
 - (2) 会費
 - (3) プレゼントされたお金や物
 - (4) 資産から生まれる新しいお金
 - (5) 事業を行って生まれたお金
 - (6) 補助金や助成金
 - (7) そのほかのお金

（資産の管理）

- 第40条 コレジオ・サンタナの資産は、代表理事が責任を持って保管したり、預けたりします。その方法は、理事会で話しあって決めることとします。

かいけい げんそく (会計の原則)

第41条 コレジオ・サンタナの会計(お金を出したり、入れたりすること)は、法第27条各号に決められているルールにしたがって行うものとします。

じぎょうけいかく よきん (事業計画と予算)

第42条 コレジオ・サンタナの実業計画(一年間の運営方法や約束ごと)そしてこれに必要な予算(お金)は、代表理事がほかの理事の意見も聞いてつくり、理事会で半分以上の賛成をもらわなければなりません。

よびひ せつてい しよう (予備費の設定と使用)

第43条 一年間の途中に予算を越えてしまったり、最初に決めた予算に上げていなかった費用(経費)が生まれたときに備えて、予備費という予算の種類をつくっておくことができます。

2 予備費からお金を使うときは、理事会の理解(同意)が必要です。

よきん ついか こうせい (予算の追加と更正)

第44条 理事会で予算を決めたあとに、どうしても仕方がない理由が生まれたときは、もう一度理事会を開いて半分以上の賛成があれば、すでに決まった計画や予算の追加や変更をすることができます。

じぎょうほうこく けつさん (事業報告と決算)

第45条 この法人の実業報告書(一年間の運営に関する考えや約束ごと)が予定どおりにできたか、活動計算書(一年間の運営に必要なお金がまちがいに集められて、使われたか)、貸借対照表(バランスシート)、そして財産目録(財産が正しく管理されているかの書類)などの決算の書類は、毎事業年度の終わったあと、すみやかに、代表理事がつくり、監事の監査(まちがいがいないかの確認)を受けて、総会で報告して同意をもらわなければなりません。

2 決算して、もし残ったお金が生まれたときは、次の事業年度の予算に繰り越さなければなりません(足さなければなりません)。

じぎょうねんど (事業年度)

第46条 コレジオ・サンタナの実業年度は、毎年4月1日から始まって、次の年の3月31日に終わります。

りんじ そち (臨時の措置)

第47条 理事会が、借入金の借入れや新たな義務の負担または権利の放棄をしようと

するときは、総会で話し合い、多数決（議決）で決めなければなりません。

(書類と帳簿の備置き)

第48条 事務所には、法第28条第1項および第2項に決まりのある書類のほか、次の書類をいつも保管しておかなければなりません。

- (1) 会員名簿と、会員の入会や退会の書類
- (2) 会計に関する記録簿（帳簿）とその証拠書類

第8章 定款の変更、解散と合併

(定款の変更)

第49条 コレジオ・サンタナが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の賛成が必要で、かつ、法第25条第3項に決まりのあることがらを変更するときは、滋賀県の了解を得なければなりません。

(解散)

第50条 この法人は、次の事由があるときに解散します。

- (1) 総会で解散することを決めたとき
 - (2) 目的で決めたこの法人の事業ができなくなったとき
 - (3) 正会員がいなくなったとき
 - (4) 他の法人と合わさって（合併）、別の法人になるとき
 - (5) 借金が返せなくて、法人の事業ができなくなったとき
 - (6) 滋賀県から法人の認証（認めること）の取消し
- 2 前項第1号の理由で、この法人を解散するときは、正会員全体の4分の3以上の同意がなければなりません。
- 3 第1項第2号の理由で解散するときは、滋賀県の認定がなければなりません。

(残った資産の帰属)

第51条 この法人が解散したときに残った資産は、法第11条第3項の決まりにしたがって、総会が選んだほかの特定非営利活動法人に渡すことにします。

(合併)

第52条 この法人がほかの法人と合併しようとするときは、総会で正会員全体の4分の3以上の賛成が必要で、そして滋賀県の認証がなければなりません。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、法人のニュースなどで広く知らせるとともに官報に掲載します。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行います。

第10章 雑則

(細則)

第54条 代表理事は、この法人の運営について助言を求める評議員会を置くことができます。

第55条 この定款どおりに事業を行うためのさまざまなルールは、理事会で話し合つて多数決で賛成があったことだけを代表理事が行います。

付 則

- 1 この定款は、この法人が正しい手続きで始まった日（成立）から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の人々が担当します。

代表理事 MIYAI ROSALINDA KENKO （通称：中田 ケンコ）

代表理事 村西 俊雄

副代表理事 梅田 満壽雄

理 事 金 光敏

同 河 かおる

同 辻 孝志

同 西澤 茂子

同 福永 一枝

同 嶋中 まさ子

同 谷川 啓

同 細江 新市

監 事 久保田九右衛門

同 土田 滋男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から2018年5月31日までとします。

- 4 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の金額とします。

正会員 3,000円（年額）

賛助会員 1,000円（一口）

- 5 この法人の設立当初の事業計画および予算は、第42条の規定にかかわらず、設立
総会に決まった内容とします。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から20
18年3月31日までとします。